

台風第19号の大雨等による  
被害に関する要望書

令和元年10月23日

岩手県知事 達増拓也



10月12日から13日にかけて大型で非常に強い台風第19号が通過したことに伴い、県内各地は暴風と記録的な大雨となり、土砂の流入等により県内全域に甚大な被害が発生しています。

今回の台風第19号による県内の被害では、これまでに死亡者が2名、重軽傷者が7名に及ぶとともに、浸水等による住家被害、道路、河川等の公共土木施設、水道、農地や農林水産施設などに大きな被害が生じ、特に、東日本大震災津波から復旧を果たし、JR東日本から移管を受けた区間も含め、本年3月に一貫運行を開始した三陸鉄道は甚大な被害を受けました。

こうした中、自衛隊におきましては、本県からの災害派遣要請に基づき、被災地における交通アクセスの確保などについて多大な御協力をいただいているところであり、また国土交通省におきましては、TEC-FORCEによる災害調査の支援を、そして総務省をはじめ各省庁におきましては、本県へのリエゾン（災害対策現地情報連絡員）を速やかに派遣いただくなど、迅速な対応に深く感謝申し上げます。

本県では、平成23年3月の東日本大震災津波からの復旧・復興事業に全力で取り組んでいる中、平成25年の豪雨・大雨災害や平成28年の台風第10号災害により県内各地で甚大な被害が発生しているところであり、度重なる自然災害による県民生活や県内経済への影響は非常に大きなものとなっていることから、被災者等の生活再建支援、被災地域の早期復旧を図っていく必要があります。

つきましては、今回の台風第19号による被害の復旧が図られるとともに、災害に強い県土づくりが実現できるよう、次の事項を要望します。



## 1 激甚災害の指定及び災害応急対策等への財政措置

### (1) 激甚災害の指定

今回の台風第 19 号による被害に対し、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」が適用されるよう、特段の御配慮をお願いしたいこと。

### (2) 災害応急対策等への財政措置

災害応急対策や汚泥・流木処理、災害廃棄物処理、さらには被災者や被災した事業者への支援など、幅広い財政需要に対応できる弾力的で自由度の高い総合的な支援制度や特別交付税による支援など、復旧・復興に要する経費に対し、特段の財政措置をお願いしたいこと。

### (3) 災害復旧事業の早期実施及び制度の拡充等

災害査定や災害復旧事業の早期着手に向け特段の御配慮をお願いしたいこと。

台風第 19 号災害からの災害復旧事業は、東日本大震災津波や平成 28 年台風第 10 号災害からの復旧工事と並行して、早期に進める必要があるが、マンパワー不足等により 3 年以内に完了しないことも懸念されることから、制度の柔軟な運用や拡充をお願いしたいこと。

また、災害査定に要する測量や調査、設計等の費用について地元負担の軽減をお願いしたいこと。

#### **(4) 復興事業に係る施設等に対する財政措置**

東日本大震災津波に係る復興事業において、今回重ねて台風第19号による被害を受けた施設の復旧等について、被災地の復興に遅れを生じさせないためにも、東日本大震災復興特別会計による復旧スキームも視野に入れ、特段の財政措置をお願いしたいこと。

### **2 被災した自治体のマンパワー確保**

台風第19号による被害を受けた市町村の多くは、東日本大震災津波及び平成28年台風第10号災害からの復旧・復興に取り組んでいる地域であり、今回の台風被害によって、さらに膨大な災害復旧業務が発生することから、復旧事業を迅速かつ着実に行うため、公共土木施設の復旧工事等を担う技術職員など、専門的知識を有する人材の確保について、特段の御配慮をお願いしたいこと。

### **3 農林水産基盤の早期復旧及び農林水産業に対する支援**

農地、農業用施設、林道施設、治山施設、水産関係施設、漁港施設等に係る災害復旧事業等の早期実施や財政措置など、特段の御配慮をお願いしたいこと。

被害を受けた農林漁業者に対して、経営再建に向けた特別の支援措置を講じるとともに、被災した共同利用施設等の早期復旧に向けて、特段の御配慮をお願いしたいこと。

### **4 公共土木施設等の早期復旧に対する支援**

豪雨災害からの土砂崩落等による道路の通行止めや水道施設の破損による断水、河川の急激な増水に伴う浸水被害が発生しており、地方公共団体の行う道路啓開等だけでは十分に対応できない事態が生じていることから、国による道

路啓開等への支援や被災調査への支援とともに、今後の本格復旧に向けた技術的助言や人的・財政支援について、特段の御配慮をお願いしたいこと。

## 5 被災者生活再建支援制度の要件緩和と充実

### (1) 適用範囲の要件緩和と支給範囲の拡大

被災者の生活再建に向けた負担を軽減するため、被災者生活再建支援制度の適用範囲について、全ての被災区域が支援の対象となるよう要件を緩和するとともに、支給対象とならない住宅半壊世帯等も対象とするなど支給範囲の拡大について、特段の御配慮をお願いしたいこと。

### (2) 東日本大震災津波の教訓等を踏まえた支援の充実

被災者の住宅再建が十分に図られるよう、工事単価の上昇に対応した支給額の増額について、特段の御配慮をお願いしたいこと。

また、相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定を超える大規模災害であることから、東日本大震災津波の対応や教訓等を踏まえ、国庫補助のかさ上げなど、特段の御配慮をお願いしたいこと。

## 6 医療機関・社会福祉施設等の早期復旧に対する支援

### (1) 医療機関の早期復旧に対する財政措置

被災地域における医療提供体制の早期復旧のため、医療施設等における災害復旧補助について、補助率の更なる引上げを図るとともに、補助の対象とならない医療機関の復旧や医療機器等の整備に対しても、特段の財政措置をお願いしたいこと。

## **(2) 社会福祉施設等の早期復旧に対する支援**

被災した全ての介護保険施設、社会福祉施設等における災害復旧事業について、補助率の更なる引上げや、補助対象の拡大、施設の撤去及び移転等に対する被災地の実情に応じた弾力的な運用について、特段の御配慮をお願いしたいこと。

## **7 被害を受けた商工観光事業者等への支援**

本県の事業者は、国からの支援も受け、東日本大震災津波や平成 28 年台風第 10 号による被災からの復興に取り組んでいるところであり、こうした中で発生した台風第 19 号により被害を受けた事業者については、地域全体のなりわい再生の観点から、引き続き特段の御支援をお願いしたいこと。

## **8 学校施設・文化財等の早期復旧に対する支援**

学校施設・社会教育施設や文化財に被害が生じていることから、早期復旧に係る財政上の支援について、特段の御配慮をお願いしたいこと。

## **9 自然公園施設の早期復旧**

三陸復興国立公園は、全国から多くの利用客が訪れる本県の重要な地域資源であることから、被災した集団施設地区や長距離自然歩道等の重要な自然公園施設については、国と地方の役割分担を踏まえ、国の直轄による早急な復旧整備を行うとともに、その他の被災施設についても、災害復旧のための補助事業を創設するなど県や市町村への特段の財政措置をお願いしたいこと。



## 10 三陸鉄道の早期復旧に対する支援

三陸鉄道は、三陸地域の基幹的公共交通機関として、住民生活に必要不可欠な存在であるとともに、国内外の観光客等に移動手段や魅力的な乗車体験を提供し地域振興、観光振興の核となる必要不可欠な交通インフラであり、観光資源であることから、早期の運行再開に向けた特段の御支援をお願いしたいこと。

三陸鉄道（南北リアス線）は、東日本大震災津波により壊滅的な被害を受けたが、国による手厚い支援を受けて復旧を進め、平成26年4月に全線復旧を果たし、その後、JR東日本から、JR山田線宮古―釜石間の移管を受け、本年3月に三陸鉄道リアス線として開業して間もない中で、台風第19号により甚大な被害が生じたところであり、その復旧に当たっては、被災住民の生活の早期再建や被災地域の復興のためにも、東日本大震災津波からの復旧スキームと同様、地元自治体や事業者には負担が生じないよう、国庫補助率の最大限の引き上げや財政措置の拡充などについて、特段の御配慮をお願いしたいこと。